

「契約締結におけるAI品質保証の在り方」研究会  
第1回  
開催報告

【開催日時】

2020年8月3日11:00~12:30 (Zoom開催)

【出席者】 (順不同・敬称略)

○座長・副座長

南野充則 (株式会社 FiNC Technologies)、柿沼太一 (弁護士法人 STORIA)、古川直裕 (株式会社 ABEJA)、渡邊道生穂 (HEROZ 株式会社)、後藤大 (晴海パートナーズ法律事務所)、福岡真之介 (西村あさひ法律事務所)

○研究員

石川冬樹 (国立情報学研究所)、松本清一 (有限監査法人トーマツ)、黒河徹也 (株式会社調和技研)、金正福 (株式会社調和技研)、但野友美 (株式会社調和技研)、加藤奈穂 (株式会社調和技研)、八木聡之 (富士ソフト株式会社)、砂金優介 (ジャパニクス株式会社)、大利優 (野村ホールディングス株式会社)、小峰弘雅 (株式会社ベイカレント・コンサルティング)、小宮山正樹 (エッジテクノロジー株式会社)、林憲一 (華為技術日本株式会社)、秋元一泰 (華為技術日本株式会社)、工藤郁子 (PHP 総研)、落合孝文 (渥美坂井法律事務所・外国法共同事業)

○オブザーバー

tag&associates、Glia Computing、KHE コンサルティング、伊藤忠テクノソリューションズ、千代田化工建設、アンダーソン毛利友常法律事務所、森・濱田松本法律事務所、グリッド、有限責任監査法人トーマツ、みずほ銀行、Deep Bridges、経産省

【内容】

1. イントロダクション：本研究会の目的と進め方
2. 話題提供「通常システムにおける品質」石川冬樹氏 (国立情報学研究所)
3. 質疑応答・ディスカッション

【概要】

「契約締結におけるAI品質保証の在り方」研究会の初回となる本会では、まず冒頭オリエンテーションとして、座長の南野氏が本研究会の目的を説明し、渡邊副座長が今後の進め方を紹介した。その後今後の議論の前提として、従来型のシステムにおける品質に関して、石川冬樹氏 (国立情報学研究所) により話題提供され、意見交換を行った。

1. イントロダクション：本研究会の目的と進め方

南野座長より、本研究会の目的として、AIの「品質保証」について理解や概念の整理を進め、契約におけるチェックポイントやリスクについて法曹による整理を行うことで、AI

開発におけるトラブル防止や契約締結プロセスの円滑化につなげ、AI利活用の促進を図ることが示された。スタートアップ企業が実際の契約締結時にガイドラインやコミュニケーションツールとして使いこなせるものを成果物とすることを目指している。

続けて渡邊副座長が、今後のスケジュールと各回の内容を説明した。年度前半は、「品質」の概念を、技術的な視点や既存ガイドラインの要素等を踏まえて法的観点から整理する。後半では、仮想ケースによる模擬裁判の形式で争点や判決を示し、最終成果物のガイドライン（仮）で示す法的に担保できる項目や範囲、契約時チェックポイント等の理解を深めていく。副座長が全員弁護士で、「品質」に特化して法的観点から掘り下げようとしているところに特色があり、技術的側面や実務者視点を入れた活発な議論を進めたいとされた。

## 2. 話題提供：通常システムにおける品質（石川冬樹/国立情報学研究所）

品質とは、様々な特性から構成されるものであり、それらがニーズや要求事項に対して相対的に評価されるものといえる。品質の特性毎に重要度のレベルに応じて基準を決めてガイドラインとして示すことが、契約を円滑にする一つの方法といえる。従来システムの品質特性を定義したものにSQaRE\*があり、品質特性を分類（プロダクト品質、内部品質、外部品質、利用時品質、プロセス品質）して特性を定義している。また、求められるレベルに応じて基準を設定したものとして、社会的影響度に応じた非機能要求グレード等がある。これらの考え方をAIに展開したものが、産総研が発行した「機械学習品質マネジメントガイドライン」で、AIにおける外部品質、内部品質を定義している。契約の対象は外部品質項目といえるが、内部品質でもデータに関わる特性等は発注者側と関わる部分であり、契約に関わってくるといえる。機能学習品質マネジメントガイドラインでもレベルによる基準が設定されているが、数値基準を示すものにはなっていない。今後の議論の焦点として、数値目標の設定が難しいものについて契約で何を定めるか、責任範囲をどう置くか、結果保証が難しいものについて利用者・発注者側との協調・理解をどのように進めていくべきか等がある。

\* SQaRE : Systems and software Quality Requirements and Evaluation ; システム及びソフトウェア製品の品質要求及び評価に関する国際規格 ISO/IEC 25000 シリーズ、JIS X 25000 シリーズ

## 3. 質疑応答・ディスカッション

（品質保証プロセスにおける契約の在り方）

- システム開発実務の現場では、従来のウォーターフォール型の開発が主流であるときに比べて、事前に取り決めた非機能要件についてリリース時やその後に見直す必要性が出てくる場面が多くなっており、今後のAI開発でも同じことが言えるだろう。非機能要件を決めた後の見直しの周期や、維持のスキームの在り方についても議論していきたいという点、また契約という観点では現場ではSLAやSLOを出していくことが多いが、どこまで文書に書くかというのが非常に難しく、あまり厳密にかいても、例えばマイクロサービス側で変更されることなどもあって、初めの内容を維持していくことは難しいという意見が出された。

2020年8月

JDLA 事務局

- このことについて石川氏からも、契約で決める内容として非機能要求グレードがあるとしながらも、IoT や DL 技術など不確実性が高く、事前に決めておくことが難しくなってくるなか、実際にはどこまで決めておくのか、バランスが重要であるという点が強調された。結果保証は難しいができる範囲で契約をする、または決められないことを合意するという事なのか等が、今後議論を深めるポイントとして示された。
- SLA の手前の話として、不確実性がどこにあるのかを相手に説明し理解させる作業は、説明責任の範囲であろうという意見も示された。例えば新データでの追加学習の必要性やそれによる精度への影響の考え方をはじめに説明しておく等。

(既存ガイドラインと実務)

- 産総研ガイドラインがテックベンチャーにとってハードルが高いのは何故かという質問があり、ガイドラインとしては既存のものでよいのだろうが、それを使うという場面に至るほど、現場で品質を定義しきれていないというのが実情だとの認識が示された。
- また、開発現場では契約の際のコミュニケーションコストが膨大になっているという課題が示され、既存ガイドラインは網羅性があるが、最小限握っておくべき品質とは何かを示すことで、コミュニケーションの負荷を減らしたい、契約時に何を合意しておくべくかの裁量はテクニックを要するため、その部分がある程度標準化するなど、テックベンチャーでも使えるツールの作成を目指すという方向性が示された。

以上